



2024年5月14日

各 位

会社名 株式会社 小森コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 持田 訓
(コード番号 6349 東証プライム)
問合せ先 取締役グローバル経営管理統括本部
統括本部長 橋本 巖
(TEL 03-5608-7826)

業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を一部改定することを決議し、本制度の改定に関する議案を2024年6月18日開催の第78回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定に関する背景及び目的

当社は、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会における本制度に関する承認決議に基づき、業務執行取締役を対象とした本制度を実施しておりますが、今般、本制度から給付する株式数を算定するための業績評価の方法を、事業年度ごとに各役位に定められた仮ポイントは付与するものの中期経営計画の最終年度の各数値計画の達成度合いで支給可否を決める方法から、中期経営計画の最終年度の各数値計画に対する達成度合いを事業年度ごとに評価し、事業年度ごとにポイントを調整する方法に変更することにより、業務執行取締役が中期経営計画に掲げる計画達成の意識をより高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を一部改定することを決議し、本制度の改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

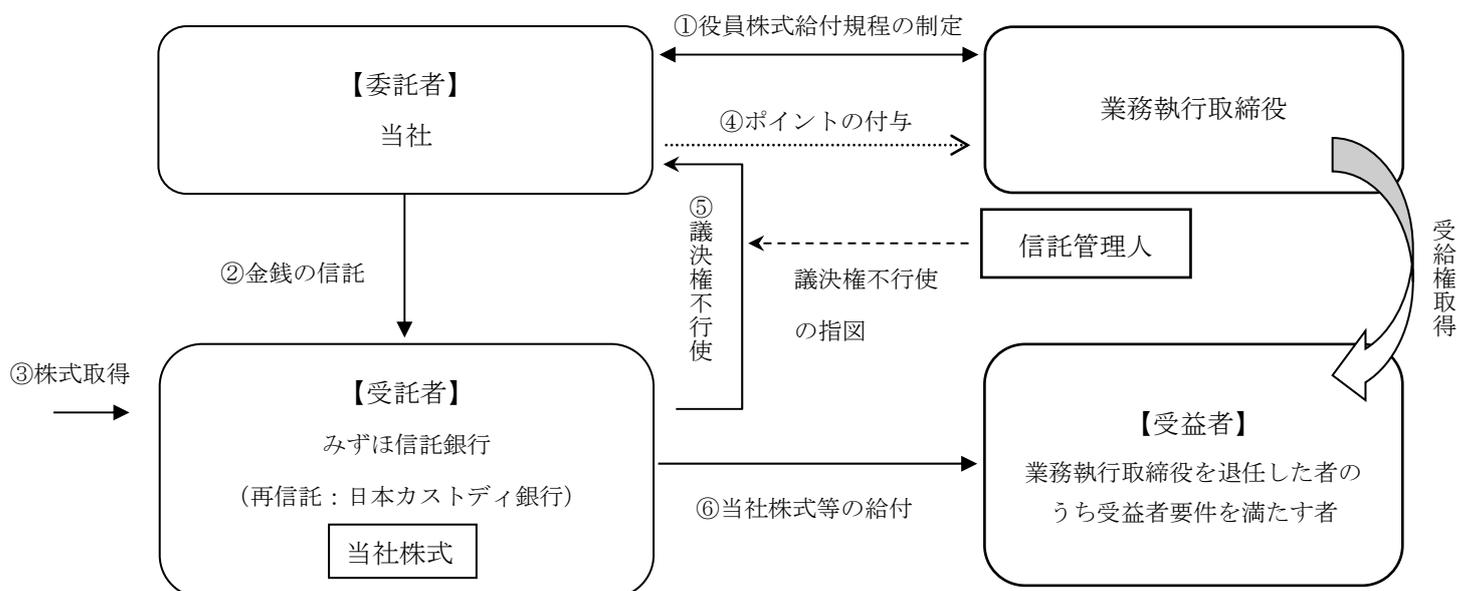
2. 本制度の概要

従来の本制度の内容を以下に記載のとおり一部改定いたします。従前の本制度の内容につきましては、2020年5月14日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、業務執行取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、業務執行取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として業務執行取締役の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき業務執行取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、業務執行取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、業務執行取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

業務執行取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2020年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。なお、当初対象期間経過後の対象期間は、当社の中期経営計画の期間と連動させることとし、中期経営計画の期間を変更した場合、当該期間に応じて対象期間も変更することといたします。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、業務執行取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、176百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす業務執行取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式252,000株を取得しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく業務執行取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することといたします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して業務執行取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、業務執行取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以降の対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、業務執行取締役に付与されるポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,400ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は「50,400株×対象期間の年数」となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 業務執行取締役に給付される当社株式等の数の上限

業務執行取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。各事業年度に関して付与されるポイントは、事業年度ごとに中期経営計画における各数値計画の達成度合いに応じて調整され、事業年度ごとの調整に当たって乗じる係数は、各数値計画につき0～1.2（0%～120%）の範囲で決定するものとし、何れの数値計画に関しても、未達成の場合に乗じる係数は0（0%）といたします。このようにして業務執行取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、50,400ポイントを上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、業務執行取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、業務執行取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる業務執行取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該業務執行取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「給付対象ポイント数」といいます）。

(7) 当社株式等の給付

業務執行取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該業務執行取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「給付対象ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた業務執行取締役であっても、株主総会における解任の決議もしくは在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、原則としてその時点で在任する業務執行取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により業務執行取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以上